

中央区告示第^{二百五十六}号

別紙に記載の納税義務者に対して送達すべき書類は、送達を受けるべき者の住所地において送達ができなかつたため、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の二の規定により告示します。

なお、当該書類は本区総務部税務課において保管し、当該書類の送達を受けるべき者にはいつでも交付しますから申し出てください。

令和八年十月十六日

中央区長 山 本 泰 人



送達すべき書類 地方税法第四百五十一条第二項の規定により交付する書類

令和8年度 軽自動車税納税通知書 公示一覧

氏名・名称	住所・所在地	標識番号	税 額
1 田中 豪	東京都足立区西新井栄町1丁目16番2-1112号 ロイヤルパークシーサー	中央区け3487	2,000円
2 村川 潔	千葉県松戸市二十世紀が丘萩町295番 パレスリコー203	1品川ほ7361	3,600円
3 笠原 幸三	東京都練馬区中村南3丁目2番12号 405号	品川580ち3015	10,800円

16,400円

災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月十六日

中央区長 山 本 泰



中央区条例第二十七号

災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和三十八年三月中央区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第十四条の規定は、令和八年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお、従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例の規定に基づく葬祭



補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月十六日

中央区長 山 本 泰



中央区条例第二十八号

中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成十四年三月中央区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第二号中「八万五千四百九十円」を「九万七千九十円」に改め、同項第四号中「四万二千七百円」を「四万五千四百円」に改める。

第二十六条中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第十二条第二項及び第二十六条の規定は、令和八年四月



一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた介護補償及び葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた介護補償及び葬祭補償については、なお、従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第十二条第二項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）及び旧条例第二十六条の規定に基づく葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく介護補償及び葬祭補償の内払とみなす。